

## 1958年協定改正案の概要

### 1. 協定改正の目的

- 1958年協定が、その機能と信頼性を向上し、自動車基準調和における重要な国際枠組みで有り続けるため、各国の国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)における活動への参加を促進し、(特に新興国の)協定加盟国数を増やすこと。
- 国際的な車両型式認証の相互承認制度(IWVTA)創設に向けた内容を規定。

### 2. 改正の主なポイント

#### (1)IWVTAの導入

認証の相互承認を、車両単位で実施することを可能にする。(従来は装置単位)

#### (2)旧バージョン規則の使用

先進国よりも緩い規則を国内で使用したいという新興国等のニーズに応えるため、旧バージョンの規則に基づく認可証の発行を可能とする。(受入は各国の任意)

#### (3)委任投票

毎回ジュネーブの会議に出席することが困難な国もあるため、委任投票を認める。

#### (4)遵守規定(Schedule)の策定

認可証発行手続き等に関する既存のガイドラインの遵守を確実にするための規定を追加する。

### 3. 未解決の主な論点

同協定に基づく国際基準の採択に関する多数決規定(3分の2)の見直し

### 4. 今後のスケジュール(予定)

2015年3月：各加盟国が賛成することの確認

2015年6月：(協定13条に基づく)協定改正手続きの開始

2016年3月：協定改正発効